

## 弁護士法人アーヴェル 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和11年12月31日までの4年間
2. 内容

目標1：令和11年12月までに、所定外労働時間ゼロ達成を目指し、段階的にひと月あたりの残業時間を削減する

<対策>

- 令和8年1月～ 全従業員が参加するミーティングで毎月の残業時間を把握、フォロー。業務負担について改善案を検討
- 令和9年1月～ 残業時間ひとりあたり 8時間/月 以内 目標
- 令和10年1月～ 残業時間ひとりあたり 5時間/月 以内 目標
- 令和11年1月～ 残業時間ひとりあたり 3時間/月 以内 目標

目標2：令和11年12月までに、年次有給休暇の取得目標をひとり当たり付与される日数に対し年間80%以上とする。

<対策>

- 令和8年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を報告  
半日休暇や時間有給について改めて制度を説明し取得推進をする  
全従業員が参加するミーティングで目標を周知
- 令和8年12月～ 有給休暇取得状況のとりまとめ、結果報告  
次年度へ向けて更なる取得促進の為に個別にフォロー

目標3：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和8年4月～ 法令に基づく産前産後及び育児休業制度に関する勉強会を随時行い理解・周知を図る。